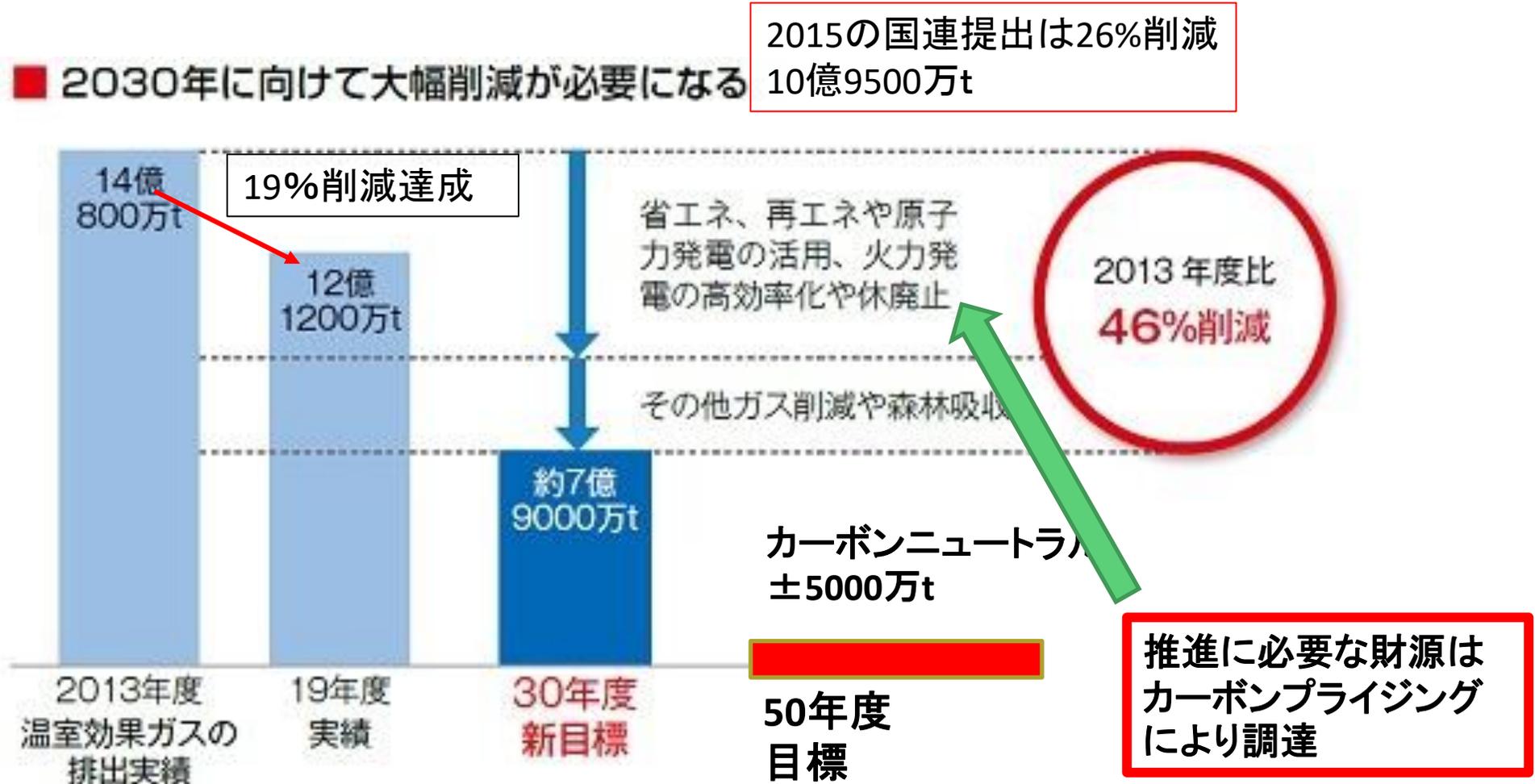


**令和3年度工場・事業所における
先導的な脱炭素化取組推進事業
(SHIFT事業)
に応募されませんか！
設備更新補助事業二次公募 (R3.9月) 予定**

Support for **H**igh-efficiency **I**nstallations for **F**acilities with **T**argets
(目標を伴う高効率設備の設置支援)

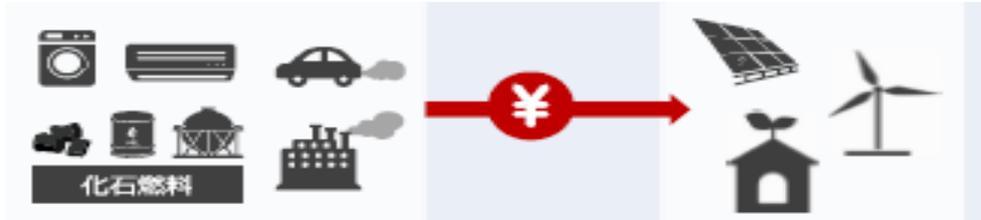
米国大統領主催「気候変動サミット」 菅義偉首相の提案



カーボンプライシング(炭素価格付け)

(CO2排出量を負の有償物と考える仕組み/ペナルティ)

- 温暖化防止技術開発や再生エネルギーの普及に必要な原資の捻出(炭素税)

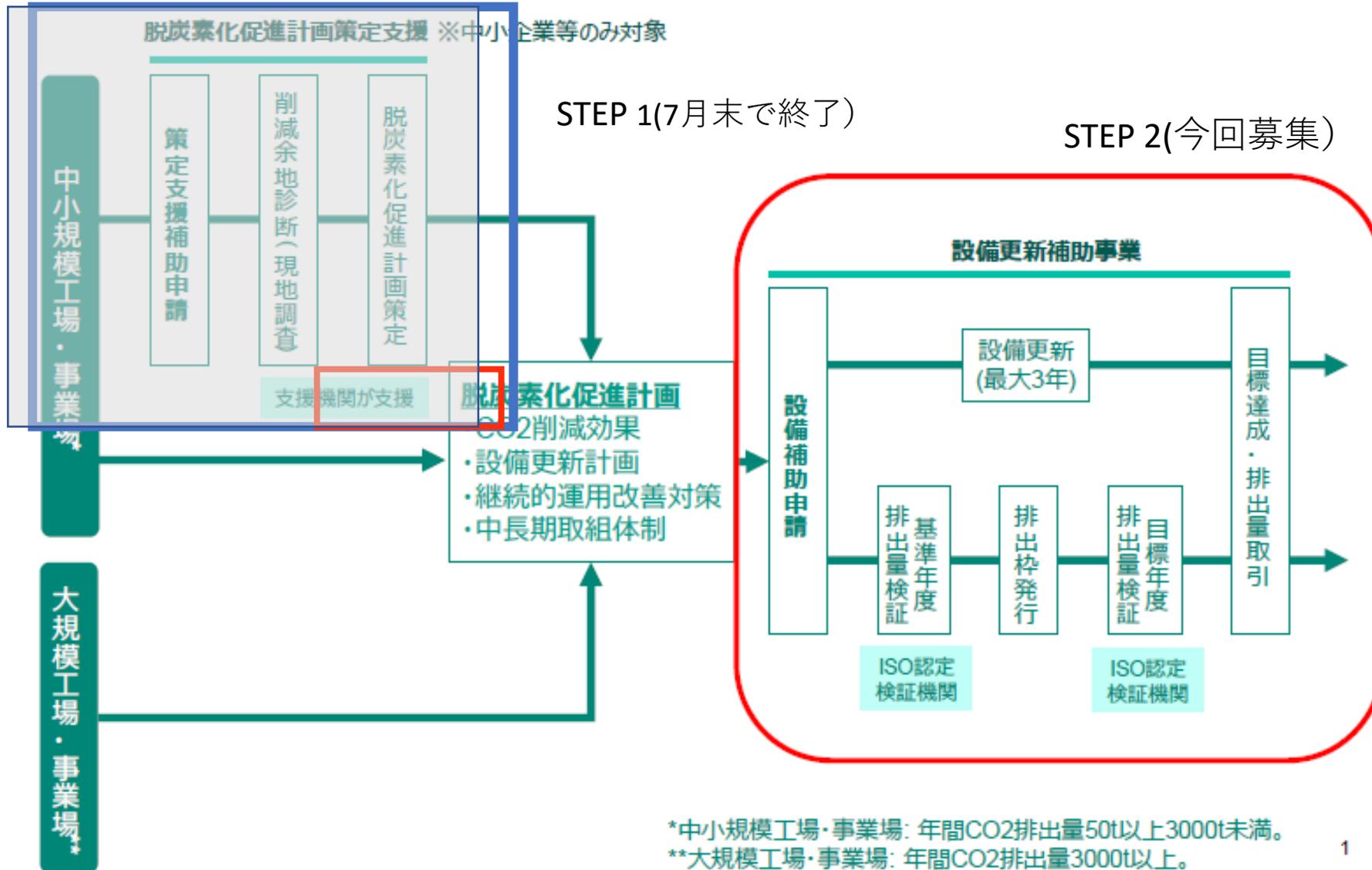


- 温暖化ガス排出量の多い物作りや、サービスからの温暖化ガスを減少させる。(カーボンオフセット)



		概要	課題
炭素税		温室効果ガスの排出量に応じて企業に税負担を課す	地球温暖化対策税が該当するが、他国に比べ我が国は軽い
クレジット取引	炭素削減取引	企業の自主的な削減目標などを達成するための取引	削減量取引市場「Jクレジット」の機能不十分
	排出量取引	政府が排出上限を設定し、超過分は他社の削減分を買い取るよう義務化	未導入
国境調整措置		排出規制の緩い国からの輸入品などに課す税金制度。制裁関税の様な仕組み	

炭素税(円) /t-CO ₂		日本 = 温暖対策税	
日本	スウェーデン	フランス	デンマーク
289	14,400	5,500	3,000



設備更新事業とは

策定支援事業や自社で策定した「実施計画書」をもとに
CO2排出量削減のための既存設備・機器の更新を補助する事業
高圧受電設備、空調機、ボイラー設備、エアコンプレッサ、ポンプ……等々

生産設備も含まれます



補助対象となる設備機器

ア) エネルギー使用設備機器

CO2 排出削減に寄与する高効率あるいは燃料を低炭素化した、産業・業務用設備機器や生産設備が補助対象となります。

イ) エネルギー供給設備機器

① 低炭素燃料供給設備 (LNG,LPG,都市ガス等)

燃料転換を伴う補助対象の上記ア)「エネルギー使用設備機器」の付属設備として低炭素燃料供給設備を導入する場合のみ、補助対象にすることができます。なお、同設備からの燃料を補助対象外設備機器にも供給する場合は、補助対象経費は補助対象設備への供給割合分を乗じた額に減じられます。

② 再生可能エネルギー発電設備

以下の3つの条件を全て満たす場合にのみ補助対象になります。

- ・ 発電した電力は、**100%**自家消費であること。
- ・ 上記ア)の「エネルギー使用設備機器」を、補助対象設備として少なくとも一つ導入すること。(電力使用機器に限定しない)
- ・ 発電能力は、そのCO2削減量が上記ア)の補助対象「エネルギー使用設備機器」によるCO2削減量以下であること。

③ コージェネレーション発電設備

発生した電力および熱エネルギーは**100%**自家消費であること。既設コージェネレーションの更新であっても、上記を満たさない場合は補助対象となりません。

④ 太陽熱供給設備

発生した熱エネルギーは**100%**自家消費であること。

補助事業の要件（1）（公募要領P.18）

■ 補助事業は以下の①～⑦の要件（②と③はいずれか）をすべてを満たすこと

- ① 基準年度排出量をSHIFT事業モニタリング報告ガイドラインに定める算定方法により算定できること。
- ② **設備更新事業A**：CO2基準年度排出量50t-CO2以上の工場又は事業場において、
i)またはii)を満たす脱炭素化促進計画に基づく高効率設備導入や燃料転換を行う事業。
 - i) 工場・事業場単位で年間CO2排出量を15%以上削減
 - ii) 主要なシステム系統で年間CO2排出量を30%以上削減
- ③ **設備更新事業B**：~~工場又は事業場において、次のi)～iii)をすべて満たす脱炭素化促進計画に基づく設備更新を行う事業（全て主要なシステム系統で満足すること）。~~
 - ~~i) ガス化又は電化等の燃料転換~~
 - ~~ii) CO2排出量を4,000t-CO2/年以上削減~~
 - ~~iii) システム系統でCO2排出量を30%削減~~

今回公募なし

（注）②に関連して、設備更新事業Aでは、工場・事業場単位での申請か、主要なシステム構成での申請か1つ以上選択してください（2つ選択することも可能です）

補助事業の要件（2）（公募要領P.18）

- ④ 自主的対策による排出削減目標量を少なくとも一つ設定し、各対策について定量的な根拠を明示すること。
- ⑤ 令和2年度にASSET事業またはCO2ポテンシャル診断推進事業により機器等を導入した工場・事業場でないこと。
- ⑥ ②または③の高効率設備導入・燃料転換によるCO2削減効果及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること。
特に、システム系統でのCO2排出量削減を要件として申請する場合、工場・事業場単位のCO2排出削減量だけでなく、システム系統にかかるCO2排出量を算定するためのシステム系統のエネルギー消費量の計測手段が確保できること。
- ⑦ 補助事業の投資回収年数が3年以上であること。

投資回収年数の計算式:

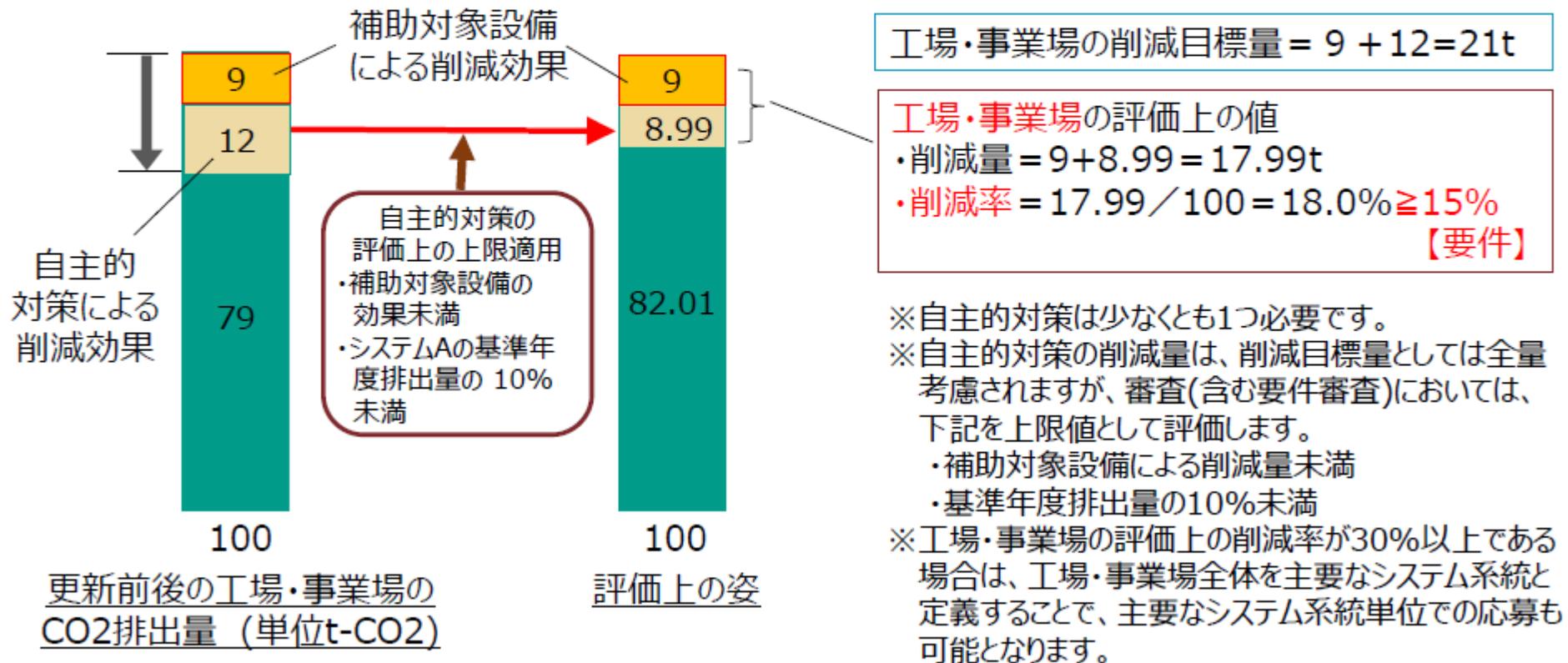
$$(\text{投資回収年数}) = (\text{総事業費}) / (\text{年間のランニングコスト削減額})$$

※投資回収年数は設備ごとではなく、事業全体で評価

設備更新事業A（工場・事業場単位での応募）（公募要領P.19）

■ 設備更新事業A（工場・事業場単位での応募）

工場・事業場において、年間CO2排出量を15%以上削減



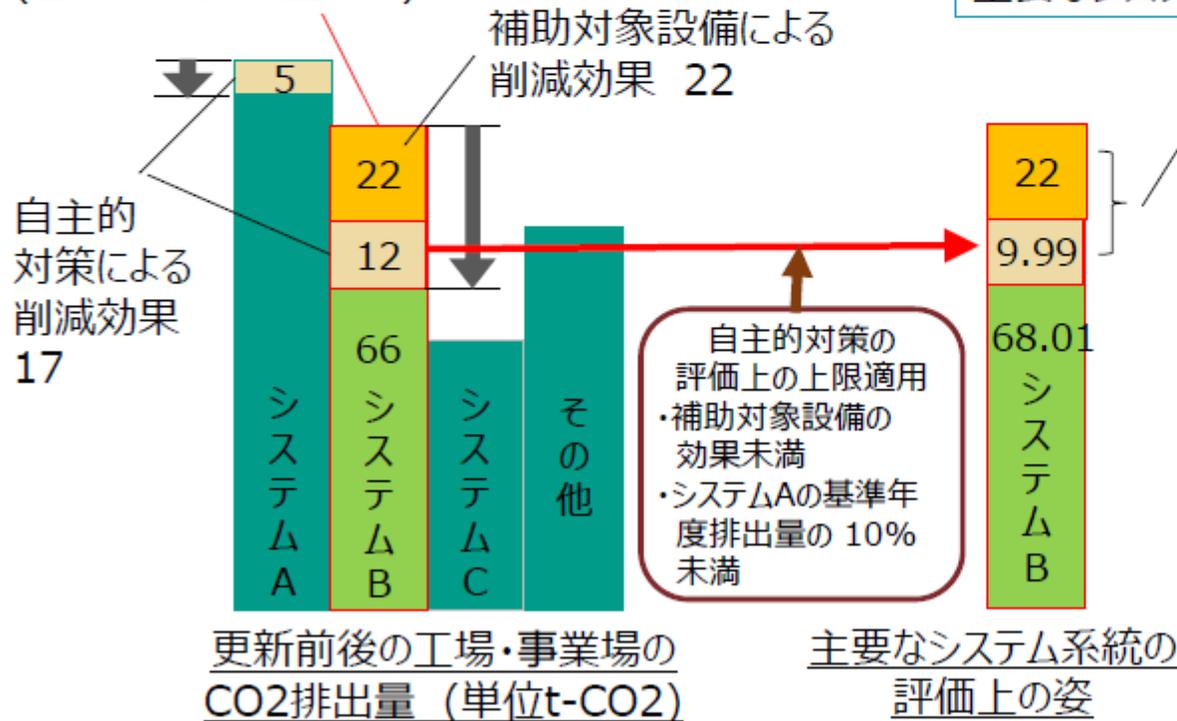
設備更新事業A（工場・事業場単位で応募）の例

sf03g2

設備更新事業A（主要なシステム系統単位での応募）（公募要領P.19）

- 設備更新A（主要なシステム系統単位での応募）
 主要なシステム系統で年間CO2排出量を30%以上削減する脱炭素化促進計画に基づく高効率設備導入や燃料転換を行う事業

主要なシステム系統としてBを定義
 (基準年度排出量100)



工場・事業場の削減目標量 = 22 + 17 = 39 t
 主要なシステム系統の削減目標量 = 22 + 12 = 34 t

主要なシステム系統の審査上の評価値
 ・削減量 = 22 + 9.99 = 31.99 t
 ・削減率 = 31.99% ≥ 30% 【要件】

自主的対策の評価上の上限適用
 ・補助対象設備の効果未満
 ・システムAの基準年度排出量の10%未満

- ※自主的対策は、主要なシステム系統に少なくとも1つ必要です。
- ※要件30%に算入できる自主的対策は、主要なシステム系統への効果分に限定されます。
- ※主要なシステム系統上の自主的対策には、審査時に評価上の上限が適用されます。
- ※評価上の値とは関係なく、自主的対策の効果は、削減目標量には全て算入されます。
- ※前頁に従って求めた工場・事業場単位の評価上の削減率が15%以上である場合は、工場・事業場単位での応募も可能となります。

設備更新事業A（主要なシステム系統単位で応募）の例

設備更新事業に応募の実施計画書作成支援

- 設備更新事業実施年度に設備更新事業、少なくとも一つの自主的対策が含まれた脱炭素化促進計画が、実施計画書に示されていることが必要です。
- 脱炭素化促進計画（実施計画書）は以下の内容が含まれます。

(1) 脱炭素化計画（計画のサマリー）

- 対策スケジュールと効果の年度推移
- 排出削減量の算出根拠
- 投資回収計画
- 実施体制
- 設備構成の導入前後比較

(2) 対策個票（対策毎の詳細）

- 現状の課題と対策内容
- 対策の効果・効用
- 導入コストと投資回収年数
- 効果・効用の定量的根拠
- 導入設備の法定耐用年数

JTCCのエネルギー
診断チームが支援

また、自主的対策には以下の①、②の対策があります。① 補助対象外経費で導入する設備・機器《例：LED照明》② 補助対象外経費で実施する運用改善（工場または事業場において、補助金を使用せず、創意工夫でCO2排出量を削減する対策《例：空調・照明の節約、消耗品交換、従業員の意識向上》なお、低炭素電力の購入(契約実績、契約切替)は自主的対策として削減目標量に含めることができませんが、一定条件を満足する場合、審査上考慮されます。

JTCCへのコンタクトは下記にお願いします。

日本繊維技術士センター（JTCC）

本部・近畿支部 事務所

〒541-0051 大阪府中央区備後町 3-4-9 輸出繊維会館 6F

TEL：06-6484-6506 FAX：06-6484-6575

e-mail: jtcc@nifty.com

又は

「技術支援委員会事務局」

委員長：橋本 嘉顕

直通 電話 06-6484-6807 , 携帯：090-8966-5618, FAX は同上

直通アドレス e-mail:jtcc-tssi@mbd.nifty.com